国民健康保険の届出をお忘れなく

春は進学や就職、退職などで転入転出をする人が多い時期です。国民健康保険に加入したりやめたりするときは届出が必要ですので、異動があったときは14日以内に届出をしてください。

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめたことを証明するもの、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことを証明するもの、印鑑
	子供が生まれたとき	母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	国保の保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑 (職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	国保の保険証、印鑑、喪主の方の口座番号がわかるもの
	生活保護を受けるようになったとき	国保の保険証、保護開始決定通知書、印鑑
その他	市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	国保の保険証
	世帯分離・合併したとき	
	修学のため、佐渡市から転出するとき	在学証明書または学生証、印鑑

国保に加入する前に

退職により職場の健康保険をやめる場合、退職後も在職中と同様に職場の健康保険に加入できる「任意継続制度」があります。

国保の保険税額は前年の所得を基に算定されますが、退職後すぐに国保に加入すると、前年の在職時の所得額で算定されるため、国保税が高額になる場合があります。任意継続にした場合の掛金と国保に加入した場合の国保税を比較し、どちらに加入するかを選択することになります。

任意継続制度の加入要件や掛金などについては、職場の健康保険担当者にご確認ください。

国保の保険税額については、加入される方全員の前年の確定した所得額がわかるもの(給与や年金の源泉徴収票、確定申告書の写しなど)をお持ちいただければ、市役所で試算できます。ただし、試算結果は、実際の決定税額ではありませんので、あくまでも参考としてご利用ください。

国保の届出が遅れると

加入の届出が遅れると ・・・ 前の健康保険の資格がなくなった月までさかのぼって国保税がかかるため、1回 に納める保険税が高額になります。

また、健康保険に加入していない期間の医療費はいったん全額自己負担になる場合があります。

やめる届出が遅れると・・・ 国民健康保険に加入したままになっているため、保険税(料)が二重にかかってしまいます。また、資格がなくなったのに国保の保険証を使って受診した場合、国保が負担した医療費をあとで返していただくことになります。

退職者医療制度について

長年勤めていた会社などを退職して、国民健康保険に加入し、厚生年金や各種共済年金を受けられる65歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けます。対象となるのは、次の条件すべてに当てはまる退職者本人とその被扶養者です。

<本 人>●国保に加入している65歳未満の方

- ●厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40 歳以降に10年以上ある方
- <被扶養者>●退職者本人の直系尊属、配偶者(内縁も含む)および三親等以内の同居親族で、主として退職者本人の収入によって生計を維持している方
 - ●国保に加入している65歳未満の方
 - ●年間の収入が130万円 (60歳以上の方や障害者は180万円) 未満の方

